

指定介護老人福祉施設【重要事項説明書】

社会福祉法人 美山友愛会

1. 施設サービスの相談

担 当 者：入退所や生活全般に関する相談は[生活相談員]が応対します。
介護に関する相談は[介護主任又は担当介護員]が応対します。
健康や病気に関する相談は[看護職員]が応対し、嘱託医の指示を受けます。
施設サービス計画の立案は[介護支援専門員]が応対します。

受付時間：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
土曜日 午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分

2. 施設サービスの概要

名 称：特別養護老人ホーム 美山貴寿苑 電話番号：(0776) 96-4150
所 在 地：福井県福井市市波町 31-2 郵便番号：910-2222
指定番号：1870101563【指定介護老人福祉施設】

3. 提供できるサービス内容

施設サービス計画の立案・作成・実行以外は、【契約書別紙】に明記したとおりです。

減免措置：生計困窮者などに自己負担額の減額や免除の措置が講じられています。

利用料金：食 費	標準額は、1 日あたりの自己負担[1750 円]で介護状態に応じ、治療食が必要な場合は、[1 食を 1 回として、1 回 6 単位（1 日 3 食を限度）]の料金となります。 ＊ 但し、食費負担限度額認定者は、その負担限度額になります。 ＊ 治療食以外で特別な食事及び嗜好品を希望される場合は、[実費]となります。
居住費	標準額は、1 日あたりの自己負担[915 円]となります。 ＊ 但し、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額になります。 ＊ 尚、外泊や入院等で居室を開けておく場合は、1 日目より [246 単位]を負担して頂きますが、居住費負担限度額認定者は保険対象期間（6 日間）の負担となります。
その他	＊ 理美容代 1 回につき 2,500 円の負担となります。 ＊ 入居者が持込む電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気毛布、電気あんか、扇風機など）1 日 1 点につき 30 円の負担となります。 ＊ 予防接種に係るワクチン費用は、原則、利用者の負担とします。 ＊ 施設が企画する屋内レクレーション代や屋外行事代及び教養娯楽設備の提供は[無料]となります。

支払方法：毎月 10 日までに前月分を請求。22 日までに支払っていただくことになります。
その方法は原則[口座自動引き落とし]をお願いしますが、ご都合の悪い方は、相談に応じます。

4. 入所及び退所の手続き

- 入所手続: (1) 電話か直接施設に来て[生活相談員]と話し合いの上、別紙【入所申込書】に所定事項をご記入下さい。予約制となります。
- (2) 定員に満たない時（空床時）に要介護認定されたお年寄り等が「福井県特別養護老人ホーム入所指針」に基づき入所できます。
- (3) 入所の際に【指定介護老人福祉施設入所契約書】を取り交わすことになります。
- (4) 他の介護保険施設から移転される時、居宅サービス計画作成中の時は、事前に知らせて頂くことになります。

- 退所手続: (1) 退所を希望される時は、別紙【退所申込書】に記入し、希望される日の1ヶ月前に当施設に提出していただきます。
- (2) 利用料金の支払い催告に応じない時は、退所となります。
- (3) 明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない時、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった時は、退所となります。
- (4) 職員や他の入所者に対して、背信行為を行った時は、退所となります。
- (5) 介護認定の更新で非該当（自立、要支援、要介護1又は2）と認定された時は、一定期間の後、退所となります。
- （但し、要介護1又は2の場合、やむを得ない事情により特例的に入所が認められる場合があります。）
- (6) 他の介護保険施設に移転する時は、退所となります。
- (7) 死亡した時、退所となります。
- (8) 退所の時は、遺留金品など全て、家族（代理人）に引き取っていただきます。

5. 入所時や入所中に守っていただきたい事項

準 備 品：入所前に確認の上、日常生活に必要な、次のものを準備していただきます。

- (1) 本人が使い慣れている、車椅子・歩行器・老人車・杖・補聴器など
- (2) 衣類・肌着等は、施設用の整理ダンスに納められる分。
- 尚、季節ごとの入れ替えは、家族（独居及び遠隔地は施設保管）となります。
- (3) パジャマ類は5枚程度。タオルは3枚程度。バスタオルは3枚程度。
- (4) 洗面に要する歯ブラシ・義歯など。尚、義歯洗浄は施設用となります。
- (5) 寝具類は、施設用で用意させていただきます。

- 私 物: (1) 私物で、不要不急のものは持ち込まないようにお願いします。
- (2) 私物の衣類やタオル類は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫い付けるか、油性の黒マジックで氏名を書くようにお願いします。
- (3) 生活が長くなると、身の回り品など私物が多くなってきますが、常時必要でない品は家庭で保管して頂きます。

- 面 会: (1) 面会時間は、特に定めておりません。
- (2) 面会の方は、事務室に備え付けの【面会簿】に所定事項を書いてから、担当の介護職員に申し出て面会して頂きます。
- (3) 入所後は、環境や生活リズムの変化に対応していくため、精神的にも不安定な状態になりがちです。面会回数（週に1～2回）を多くして入所者が徐々に生活に慣れるようご協力頂きます。

- (4) 面会の時に、食物や飲み物を持ち込む際は、身体の状態によって飲み込みが悪く、喉につまる方もいれば、胃腸が弱くて消化不良を起こす方もいらっしゃいますので、必ず担当の介護職員に相談して頂きます。

外出外泊: (1) 外出及び外泊を希望される入所者の家族は、事務室に備え付けの【外出・外泊願】に所定事項を書いて申し出て頂きます。

- (2) 入所者にとって、住み慣れた家、家族への思いは決して失われるものではありません。一方、施設の生活もマンネリになりがちですので、事情の許す限り、外出及び外泊をして頂きます。

遵守事項: (1) 施設の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従って下さい。

- (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないで下さい。

- (3) 衛生、風紀、管理上支障のあるものを施設内に持ち込まないで下さい。

- (4) 火災、盗難の防止に努めて下さい。

- (5) 多額な現金、有価証券、貴金属類は、原則持ち込まないで下さい。

- (6) 建物や設備を故意に破損しないで下さい。

- (7) 施設サービス内容について苦情、相談及び意見がある時は、いつでも申し出て下さい。

- (8) 施設サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらさない。

- (9) その他苑長より管理上支障があると認めた事項は守って下さい。

6. サービス提供上で必要な対応方法

緊急時: 介護状態の異変や容体急変の時は、【家族等への連絡一覧】によって家族に連絡するとともに、協力医療機関との対応をすることになり、家族の早急な判断が必要となります。

○ 協力医療機関

内科、精神科	貴志医院	福井市市波町 24-5	(TEL 0776-96-4012)
--------	------	-------------	--------------------

内科	三崎医院	福井市左内町 8-9	(TEL 0776-35-0451)
----	------	------------	--------------------

整形外科	福井温泉病院	福井市天菅生 7-1	(TEL 0776-59-1311)
------	--------	------------	--------------------

総合病院	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7 番地 1 号	(TEL 0776-23-1111)
------	----------	--------------------	--------------------

	福井厚生病院	福井市下六条町 201 番地	(TEL 0776-41-3377)
--	--------	----------------	--------------------

歯科	なかむら歯科クリニック	福井市和田東 2 丁目 1528	(TEL 0776-21-6480)
----	-------------	------------------	--------------------

	アイデンタルクリニック	福井市手寄 1 丁目 4-1	アオッサ 2F
			(TEL 0776-43-0210)

終末期: 人生の終末期には、特別な介護（ターミナルケア）が必要となります。

その節は、施設療養か入院治療か、家族と嘱託医による話し合いがもたれます。

身体的拘束: 入所者に身体的拘束や、入所者の行動を制限する行為は行いませんが、入所者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合、身体的拘束等を行う場合があります。その場合、態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

事故対策：入所者に対し、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

感染予防：感染が予測される、インフルエンザ、ノロウイルス等について、嘱託医の判断により集団感染を予防するためワクチン接種行うことになります。尚、その費用については

① インフルエンザワクチンは施設が負担します。

② 肺炎球菌ワクチンは自己負担となります。

法定伝染病（赤痢、チフス、コレラ等）は即刻隔離となり、結核、MRSA（黄色ブドウ球菌）、疥癬（ヒゼンダニ皮膚病変）等に感染又は感染疑いがある時は、居室を隔離することになります。

B・C 型肝炎、HIV、梅毒など血液を介した感染もあります。必ず嘱託医及び看護職員の指示に従って下さるようお願いします。

災害対策：万が一の火災発生を想定した、通報・消火・避難の訓練を防災計画に沿って年 2 回行います。

その際は、各階に掲示してある【避難誘導方法・消火器配置図】を閲覧し、防火管理者の指示に従って頂きます。

火災発生時には、消防計画に基づき行動することになっています。

苦情処理：社会福祉法第 82 条の規定により、本施設では入所者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けします。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。〔別紙 苦情受付手順参照〕

以上、指定介護老人福祉施設の入所にあたり、入所者[又は代理人]に対して入所契約書及び契約書別紙、本書面に基づいて重要な事項を説明しましたので、署名押印の上双方 1 通づつ保有するものとします。

令和 年 月 日【事業者】 住 所 福井県福井市市波町 31-2
施 設 名 指定介護老人福祉施設 美山貴寿苑

説 明 者 ⑩

以上、利用契約書及び契約書別紙、本書面により、事業者から指定介護老人福祉施設の利用についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日【利用者】 住 所
氏 名 ⑩

令和 年 月 日【代理人】 住 所
氏 名 ⑩

サービスの負担金及び利用料金

介護報酬改定に伴い下記の負担額となります。

令和7年8月1日改定

基本料金 1日当たりの自己負担金は介護保険割合証に応じた金額となります。

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）

【要介護1】	589 単位／日
【要介護2】	659 単位／日
【要介護3】	732 単位／日
【要介護4】	802 単位／日
【要介護5】	871 単位／日

*1 単位の単価は、10.14 円になります。

*介護職員等の処遇改善に係るご負担として、以下の通りの加算となります。

介護職員等処遇改善加算Ⅱ

・1ヶ月当りの介護報酬総単位数×13.6%の加算率×1単位の単価10.14円で算出した金額×介護保険負担割合

*入所後及び1ヶ月を超える入院後30日に限り、上記料金以外に1日【30単位】の加算となります。

*看護体制（1）イとして1日6単位の加算となります。

*サービス提供体制強化（Ⅲ）として1日6単位の加算となります。

*精神科を担当する医師による療養指導として1日5単位の加算となります。

*夜勤職員配置加算として1日22単位の加算となります。

*福祉施設外泊時費用として1日246単位（6日間）の加算となります。

*安全対策体制加算として入所時に入所者1人につき1回を限度として1回20単位の加算となります。

*生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として1ヶ月10単位の加算となります。

別紙（苦情受付及び解決手順）

当施設では、社会福祉法第 82 条の規定により、苦情受付担当者および第三者委員を設置し、利用者の皆様からのご意見やご要望、ご不満などの苦情に適切に対応させていただき、苦情解決の仕組みを整えています。

尚、ご意見やご要望、ご不満などを申し出ることによって、今後サービスを受けるにあたり不利益になるような事は一切ありません。

1. 苦情解決の目的

- (1) 利用者の皆様の権利を守り、サービスを適切にご利用できるようにします。
- (2) 利用者の皆様からのご意見やご要望、ご不満などをもとにサービスの改善を行い、質の向上につなげます。

2. 苦情受付窓口

当施設関係			
苦情解決責任者	横長 勇次	電話	0776-96-4150
苦情受付担当者	野尻 敏治	電話	0776-96-4150
第三者委員	青垣 達也	電話	0776-54-8877（青垣労務管理事務所） （福井市灯明寺 3 丁目 1510 番地）
（その他）			
福井市役所福祉保健部介護保険課		電話	0776-20-5715
福井県国民健康保険団体連合会		電話	0776-57-1614

3. 意見、要望、不満などの苦情解決方法

(1) 申出の方法

ご意見、ご要望、ご不満などの苦情の受付は、基本的に苦情受付担当者が行います。面談、電話、書面など、どんな方法で申し出て戴いても構いません。なお、施設に直接申し出にくい場合は、第三者委員に直接申し出ることも出来ます。

(2) 受付の報告と確認

苦情受付担当者は、受付けたご意見、ご要望、ご不満などを苦情解決責任者と第三者委員（申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除きます）に報告します。その際、第三者委員は内容を確認し、申出人に報告を受けた事を通知します。

(3) 苦情解決の為の話し合い

苦情解決責任者は、申出人と誠意をもって話し合い、苦情解決に努めます。その際、申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。

(4) 施設で解決できなかった場合、または、直接申し出にくい場合は、下記の相談受付に申し出る事が出来ます。

福井県社会福祉協議会運営適正委員会

TEL 0776-24-2347

FAX 0776-24-8942

4. 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」などに実績を掲載し、公表します。